ケアマネジャーに対する育児・介護休業法の両立支援制度の周知等について(案)

- 介護支援専門員については、その養成及び資質の向上のための法定研修が位置づけられている。
- 研修の内容については、「介護支援専門員資質向上事業実施要綱」において、研修内容の概要を示しているところであるが、研修の実施主体は都道府県であることから、研修の円滑な運営を支援するために、研修の実施に当たっての質の確保と平準化を図ることを目的として、研修の具体的な内容を示した「研修実施のため指導者用ガイドライン」を作成しているところである。
- 研修において指導する「家族に対する支援」に係る科目おいて、育児・介護休業法の両立支援制度についてもその内容を修得させるために、同ガイドラインに盛り込むことを検討する。

〈参考〉 平成27年度介護支援専門員研修改善事業

<u>O目</u>的

平成28年度からの新カリキュラムに基づいた研修の実施に当たり、都道府県実施の研修水準にばらつきが生じないよう、平準化を図るため、平成26年度には国として研修実施の指導者用のガイドラインを策定し、指導者養成研修を実施した。

平成27年度においては、平成26年度に実施した指導者養成研修における意見を踏まえ、ガイドラインの内容を更に充実させること、新しい研修カリキュラムにおいて導入する修了評価の手引きを作成すること等により、各都道府県が行う研修の平準化と質の担保を図る。

<u>〇事業内容</u>

<u>(1)研修向上委員会の設置・運営</u>

指導要領・指導技術・演習方法・研修の修了評価方法等、効率的・効果的な研修の実施方策を検討する「介護支援専門員研修向上委員会(以下、「本委員会」という)」を設置。

本委員会の下にワーキンググループを設置し、平成26年度に作成した各研修(実務研修、専門(更新)研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修)のガイドラインをさらに充実させる。

(2)指導者養成研修の実施

策定されたガイドラインに基づき、平成26年度に実施した指導者養成研修の内容の充実を図り実施 する。

(3)終了評価の手引きの作成

新しい研修カリキュラムにおいて導入する、修了評価の効率的・効果的な実施方法を検討し、修了評価を行うためのガイドラインを作成する。

(4)実習の手引きの作成

新しい研修カリキュラムにおける実習の手引きを作成する。